



# 知って備えよう！防災助成制度

## 1 旧耐震建築物の除却・耐震化支援制度

昭和56年以前に建てられた**建物**をお持ちの方へ！

# あなたの住宅 地震がきても 大丈夫！？

まずは無料の簡易耐震診断を受けてみましょう！！

※無料簡易耐震診断では、区から派遣された建築士が簡易な耐震診断を行い、耐震化に向けたアドバイスや助成制度の説明をします。

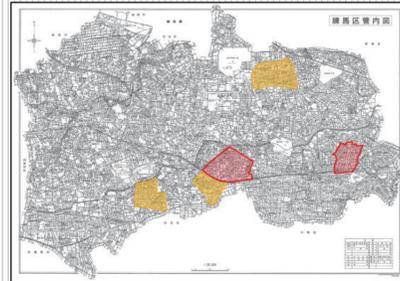


簡易耐震  
診断申込

### 対象地域

【防災まちづくり事業実施地区】

- ・密集事業実施地区  
(貫井・富士見台、桜台東部)
- ・防災まちづくり推進地区  
(田柄、富士見台駅南側、下石神井)



除却・耐震改修工事費用の助成を**拡充**しました！

### 除却・建替え

防災まちづくり事業実施地区	助成率	限度額
<b>拡充</b> 除却工事	3/4	150万円
建替え工事	2/3	225万円

※詳細については下記へお問い合わせください。

### 耐震改修

防災まちづくり事業実施地区	助成率	限度額
<b>拡充</b> 耐震診断	10/10	20万円
<b>拡充</b> 実施設計	3/4	30万円
<b>拡充</b> 耐震改修工事	3/4	270万円

## 練馬区



ホームページ

《お問い合わせ先》  
都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係  
練馬区役所 本庁舎15階  
☎(直通) 03-5984-1938

## 2 新耐震建築物の耐震化支援制度

昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された  
木造住宅をお持ちの方へ

新耐震木造住宅の耐震改修助成を**新設**しました！

近年の地震では、旧耐震住宅だけでなく、「2000年基準」を満たさない新耐震基準の木造住宅も、倒壊した例がみられます。

令和6年度より、下記記載の対象建築物に該当する新耐震基準の木造住宅について、新たに耐震改修助成の対象としました。

ぜひこの機会に、ご自身やご家族の命と財産を守るため、住宅の耐震化をご検討ください。

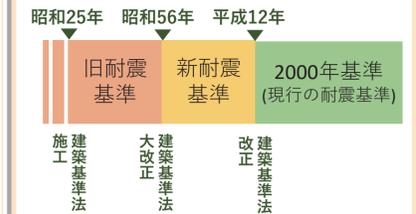


出典：国土交通省

▲熊本地震で倒壊した新耐震木造住宅

### 旧耐震基準と新耐震基準とは

昭和56年の建築基準法大改正により、初めて大地震に対する耐震性能の内容が盛り込まれ、これ以前を「旧耐震基準」、以降を「新耐震基準」と呼んでいます。



新耐震基準の木造住宅をお持ちの方へ！

まずは無料の簡易耐震診断を受けてみましょう！！

※無料簡易耐震診断では、区から派遣された建築士が簡易な耐震診断を行い、耐震化に向けたアドバイスや助成制度の説明をします。



簡易耐震  
診断申込

### 耐震改修

【対象建築物】  
建築時期：昭和56年(1981年)6月1日から平成12年(2000年)5月31日までに新築または増築された木造住宅

用途：住宅、店舗等併用住宅（過半が住宅）  
工法：木造在来軸組工法  
階数：平屋建て、2階建て

### 新設

	助成率	限度額
耐震診断	3/4	12万円
実施設計	2/3	22万円
耐震改修工事	2/3	130万円

※詳細については下記へお問い合わせください。

## 練馬区



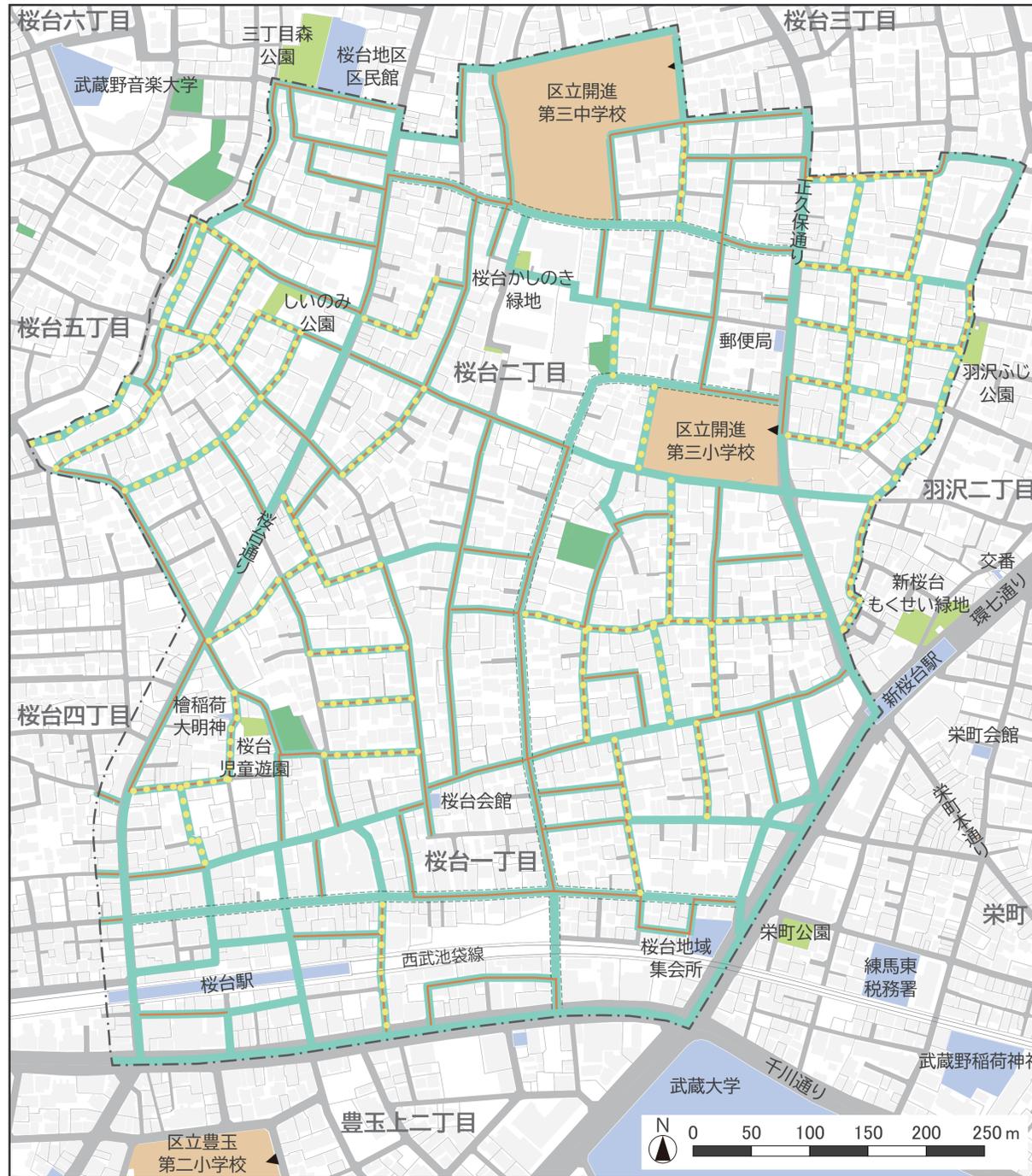
ホームページ

《お問い合わせ先》  
都市整備部 防災まちづくり課 耐震化促進係  
練馬区役所 本庁舎15階  
☎(直通) 03-5984-1938



# 知って備えよう！防災助成制度

## 3 ブロック塀等の撤去の助成や狭あい道路等の拡幅の助成に重点的に取り組む路線を選定しました



### 凡例

- 桜台東部地区
- 地域の主要な避難路
- 閉そく防止路線
- 狭あい拡幅促進路線
- 避難拠点
- 公共施設・主要施設等
- 公園・緑地等
- 農地

## 4 危険なブロック塀等の撤去費用助成制度

倒壊の恐れがあるブロック塀等に対して、撤去の費用を助成します。

助成金額	横の長さ 1m あたりの助成限度額	撤去する部分の高さが 1m を超える場合の加算額
安全性に疑いのある塀	8,000 円 / m	+ 1m を 10cm 超える毎に 500 円 / m
危険性が高い塀	19,000 円 / m	+ 1m を 10cm 超える毎に 1,100 円 / m
閉そく防止路線沿いの塀	21,000 円 / m	+ 1m を 10cm 超える毎に 1,200 円 / m

## 5 狭あい道路等の拡幅整備助成制度

幅員4m未満の狭あい道路の解消に向け、拡幅整備やすみ切りの公道化を支援します。

助成・奨励金額	助成・奨励金額
拡幅部分の工作物等の撤去・移設費用助成	助成対象となる支障物毎に単価上限あり <b>上限150万円</b>
すみ切り用地の寄付に対する奨励	幅員6m未満の公道が交わる角地の場合 建築基準法上すみ切りにしなければならない土地の場合 <b>1 か所あたり 10 万円</b>
狭あい拡幅促進路線沿いの公道の後退用地の寄付に対する奨励	<b>面積 × 路線価の平均 × 0.1</b> (上限：20 万円)

- ➔ 狭あい拡幅促進路線、閉そく防止路線の位置については、3 を参照ください。
- ➔ 問合せ先：防災まちづくり課 03-5984-4749

気になったことやご不明点など、詳細については、お近くのスタッフへお聞きください。